



## 医療機関版

## NEWS LETTER

2018 年 1 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14 井上ビル12号館301  
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

## Topic

## 認定医療法人の追加要件で新様式

2017 年 10 月より新しい認定医療法人制度が始まり、税制措置も拡充等してまいります。同時に新たな認定要件も追加となり、この要件に該当する旨を説明する書類の様式※も定められました。今回はこの様式の一部をご紹介します。



## 追加された要件は8つ

移行計画の主な認定要件は次の通りです。

- ① 社員総会で議決されたものである
- ② 有効性及び適切性に疑義がない
- ③ 記載された移行期限が 3 年を超えない
- ④ **運営に関する要件を満たす**

追加されたのは、上記④の運営に関する要件で、これは移行後 6 年間満たすことが求められます。具体的には次の 8 つの要件になります。

## 運営方法

- ① 法人関係者に、特別の利益を与えないこと (右図 3)
- ② 役員報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること (右図 4)
- ③ 株式会社等に、特別の利益を与えないこと (右図 3)
- ④ 遊休財産額 < 事業にかかる費用の額
- ⑤ 法令違反、帳簿書類の隠蔽等、その他公益に反する事実がないこと

## 事業状況

- ⑥ 社会保険診療等 (介護・助産・予防接種含む) にかかる収入金額 > 全収入金額 × 80% (右図 7)
- ⑦ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一基準
- ⑧ 医業収入 ≤ 医業費用 × 150% (右図 9)

## ○「要件に該当する旨を説明する書式」イメージ

厚生労働省の公表様式より作成

3 経理内容 (規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号イ及びハ)					
区 分	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容			特別の利益供与	
施設の利用				有・無	
財産の運用				有・無	

  

4 報酬等の支給基準 (規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ロ) (該当する項目欄の□にチェックすること。)	
<input type="checkbox"/> 理事及び監事に対する報酬等について、支給基準を定めている。	
支給基準の内容及び支給額	
理 事	
監 事	

  

7 収入金額 (規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ)					
病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				

  

9 医療に係る経費等 (規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ハ)					
病院、診療所及び介護老人保健施設等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用 (投薬費を含む)	合 計 (B)	
	円	円	円	円	%
					%
					%

※厚生労働省「新設 通知別添様式 4 (医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類)」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000181386.doc>

# 集団的個別指導の元となる診療科別平均点数(1)

保険医療機関等（以下、医療機関）に対する国の指導には、集団的個別指導と個別指導があります。ここでは、集団的個別指導（レセプト1件当たりの平均点数（以下、平均点数）が高い医療機関等を一定の場所に集めて講義形式等で行う指導）先を選定する際の元となる、都道府県別の平均点数を2回に分けてご紹介します。

## 病院は1.1倍、診療所は1.2倍

厚生労働省によると、集団的個別指導の対象となる医療機関は、

平均点数の1.2倍（病院は1.1倍）を超え、かつ前年度及び前々年度に集団的個別指導または個別指導を受けた医療機関を除き、保険医療機関等総数の上位より概ね8%の範囲

となっています。

各地の厚生局の資料から、今回は一般病院と診療所のうち内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科の都道府県別の平均点数<sup>\*</sup>をまとめると、右表のとおりです。

## 貴院の平均点数を比較してみても

都道府県や診療科によって平均点数は異なっていますが、自院の平均点数が右表の1.2倍（病院は1.1倍）の基準値を越えているかどうか、確認してみたいかどうかでしょうか。

もし平均点数が基準値を超えている場合は、現状分析を行い、対策を検討・実施する必要があるでしょう。

<sup>\*</sup>内科には呼吸器科、消化器科（胃腸科を含む）、循環器科、アレルギー科、リウマチ科を含み、在宅、人工透析を除きます。外科には呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、こう門科、麻酔科を含みます。整形外科には理学療法科、リハビリテーション科、放射線科を含みます。皮膚科には形成外科、美容外科を含みます。各地の厚生支局のサイトは次のURLのページからご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/link/>

平成29年度保険医療機関等の診療科別平均点数

	一般病院	内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科
北海道	53,031	1,351	990	1,477	1,369	758
青森県	51,035	1,169	1,027	1,259	1,414	594
岩手県	45,649	1,213	765	1,081	1,183	687
宮城県	49,118	1,228	941	1,624	1,241	643
秋田県	50,457	1,328	1,057	1,506	1,192	737
山形県	48,447	1,213	927	1,127	1,155	802
福島県	46,337	1,244	874	1,238	1,066	928
茨城県	45,535	1,209	982	1,461	1,091	616
栃木県	50,483	1,247	892	1,422	1,308	618
群馬県	51,628	1,133	919	1,357	1,174	654
埼玉県	49,187	1,129	957	1,240	1,233	639
千葉県	50,453	1,294	864	1,835	1,123	638
東京都	50,143	1,180	1,240	1,340	1,288	704
神奈川県	51,367	1,232	945	1,211	1,229	632
新潟県	47,187	1,173	1,000	1,111	1,118	647
山梨県	48,233	1,055	864	1,277	1,298	659
長野県	49,943	1,120	818	1,308	1,088	576
富山県	47,392	1,151	948	1,464	1,355	570
石川県	47,814	1,239	874	1,282	1,313	601
岐阜県	47,011	1,289	1,005	1,384	1,229	712
静岡県	52,227	1,205	804	1,260	1,167	655
愛知県	50,336	1,255	964	1,344	1,401	707
三重県	46,478	1,206	846	1,366	1,203	620
福井県	43,633	1,304	1,035	1,407	1,370	665
滋賀県	50,217	1,204	1,042	1,666	1,106	622
京都府	50,891	1,314	922	1,761	1,441	690
大阪府	51,922	1,291	1,032	1,514	1,405	675
兵庫県	52,999	1,271	1,025	1,514	1,206	639
奈良県	50,976	1,250	912	1,368	1,100	615
和歌山県	50,896	1,293	995	1,786	1,347	617
鳥取県	48,680	1,014	944	1,132	1,065	621
島根県	48,206	1,196	849	1,341	1,079	635
岡山県	45,704	1,414	977	1,324	1,387	630
広島県	48,380	1,373	907	1,747	1,334	747
山口県	47,838	1,269	1,011	1,466	1,411	587
香川県	45,758	1,359	990	1,368	1,426	609
徳島県	48,965	1,284	935	1,417	1,088	528
愛媛県	45,858	1,235	949	1,617	1,275	567
高知県	47,439	1,358	848	1,895	1,401	684
福岡県	50,435	1,239	1,064	1,479	1,245	643
佐賀県	48,315	1,234	1,056	1,390	1,313	612
長崎県	48,138	1,311	901	1,439	1,226	599
熊本県	46,971	1,294	983	1,321	1,349	665
大分県	47,892	1,314	892	1,392	1,377	656
宮崎県	47,144	1,294	966	1,463	1,167	746
鹿児島県	48,248	1,319	787	1,551	2,078	560
沖縄県	51,123	1,012	838	1,395	1,339	717

各厚生局の資料より作成

## 医療機関でみられる 人事労務Q&A



### 『職員に喫煙を控えるよう指示してもよいのでしょうか？』



休憩時間中に職員が医院の近くの路上で喫煙をしているようです。それについて他の職員はよく思っていないようですし、近隣住民に悪いイメージを与えないかという心配もしています。職員に喫煙を控えるように指示してもよいのでしょうか？



喫煙すること自体は個人的なことでもあるため、一切禁止とすることは難しいと考えられますが、業務に支障がないように、喫煙をしてよい時間、場所などのルールを定めておくといよいでしょう。

#### 詳細解説：

職員の喫煙について、特にルールが定められていない場合には、職員が周囲に十分な配慮をせずに喫煙し、秩序が保たれないということがあります。また、患者に煙草のにおいなどによって、不快な思いをさせることも想定されます。そのため、喫煙に関するルールを定めておくといよいでしょう。



ルールを定める際、まずは喫煙をしてよい時間の取扱いについて検討します。職員が、業務時間中に何度も喫煙のために持ち場を離れるような状況では、十分なサービスの提供ができません。職員には、職務専念義務がありますので、業務時間中の喫煙を禁止することも可能でしょう。一方で、休憩時間や就業時間の前後の取扱いについては、職員が自由に行動できるようにしておかなければならないため、喫煙を禁止することは難しいと考えられます。

次に、喫煙の場所について検討します。休憩時間中であつたとしても、患者が使用する待合室など、ところかまわず喫煙すると、においや健康被害の問題は当然として、そもそも喫煙自体により印象を持っていない方もいることから、場合によっては二度と医院を利用してもらえない可能性も出てきます。そのため、喫煙は指定した場所に限り認めるというルールを明確にすることが必要です。また、最近では、労働安全衛生法に職場内での受動喫煙を防止する努力義務が定められていますので、患者の観点だけではなく、一緒に働く職員についても不快にさせることがないような配慮をしたいものです。

喫煙自体を禁止することは難しいところですが、健康被害のことも考えると、単にマナーの話ではすまなくなってきました。時間や場所について一定のルールを定めるほか、衣服についたにおいなどにも配慮し、患者や他の職員などに不快な思いをさせないようにしたいものです。



# 事例で学ぶ 4 コマ劇場

## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『名前の間違い』



## ワンポイントアドバイス

### 名前の間違い



今回の事例では、アイさんが、患者様からお名前の間違いを指摘され、修正しました。

そしてこの修正の仕方について、患者様は良い印象をもたれなかったようです。

なぜでしょうか。



資源の節約、リサイクルといった観点からすると、アイさんの修正の仕方は問題ないといえるでしょう。しかし、ここで忘れてはならないのは、患者様への気持ちです。



お名前が間違っていたことについて、アイさんは謝罪を述べていますが、本当に申し訳ないことだと認識していたのであれば、もっと丁寧で、気持ちのこもったお詫びを口にすることができたでしょう。

あるいはそもそも修正をする前に、資源に関する考え方を述べ、患者様に修正テープを用いた書き直しを伺ってみたならば、患者様も理解を示してくださったかもしれません。



その人の考えていることは、不意の応対に表現されてしまいます。状況がどうであれ、患者様を大切に思う気持ちを忘れないようにしましょう。